

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子契約における電子署名の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。

具体的な支障事例

【現状】

国の電子契約では政府認証基盤(GPKI)の職責認証を利用して電子署名を行っている。

しかし、現在の法令では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証は対象となっていない。

このため自治体では職責認証を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人の「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。

【支障事例】

○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。

○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動毎に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。

○国交省の電子契約では「電子証明書」として「職責認証」(役職による認証)を使用しているが、「職責認証」は地方自治法施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①自治体における電子契約導入が可能となる。

②事業者負担の軽減

・印紙税・郵送費

・印刷・製本・送付・持ち込み・保管のような事務作業にかかるコスト など

③業務効率化

・来庁等の対面でのやり取りが不要となるため、時間・場所の制約がなくなる。

・契約書の取り交わしまでの時間の短縮や、契約書を探す手間や時間の短縮

・電子署名によるコンプライアンスの強化 など

根拠法令等

規則（平成15年総務省令第48号）第2条2項にて掲げられている電子契約に利用できる電子証明書の種類

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、川崎市、名古屋市、西尾市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、山陽小野田市、三好市、香崎市

○当県においても、電子入札や電子申請など、電子的手段による行政手続は年々増加しており、契約においても、今後は電子契約のニーズも高まってくることが予想される。LGPKIの職責証明が電子契約の電子証明書に追加されることにより、今後電子契約の導入の検討が容易になる。

各府省からの第1次回答

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項において、「普通地方公共団体が契約につき…契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、…契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しない」とされている。現行の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2においては、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証について、当該措置に該当しないこととされているところ、LGPKIの職責認証が当該措置として認められるかどうか検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証が電子契約に利用できる電子署名の対象とならない場合、電子契約導入が非常に困難となる。そのため本提案の実現に向け前向きな検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第90号)及び「地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件」(令和2年総務省告示第273号)により、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)において作成する職責証明書を活用した電子契約を可能とした。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(1)地方自治法(昭22法67)

(i)地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。

[措置済み(地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号)、地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号))]